

## 日本体育大学利益相反マネジメント委員会審議参加基準

令和3年1月18日

理事長制定

### (目的)

第1条 この基準は、日本体育大学利益相反マネジメント委員会（以下「委員会」という。）における委員の審議参加基準を明確にすることにより、審議の中立性、公平性及び透明性を確保することを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 次に掲げる用語の定義は、次の各号のとおりとする。なお、この基準に定めのない用語は、学校法人日本体育大学利益相反マネジメント規程による。

(1) 「寄付金等」とは、次に掲げるものをいう。

ア コンサルタント料・指導料

イ 特許権・特許権使用料・商標権による報酬

ウ 講演・原稿執筆その他これに類する行為による報酬

エ 委員自らが実質的に用途を決定し得る特別寄付金

オ 委員自らが実質的に用途を決定し得る研究契約金（企業等との治験を含む臨床研究、共同研究、製造販売後調査等を含む受託研究、受託検査等で得た研究費をいう。）

カ 委員が保有する企業株式の価値（申告時点）

キ 委員が贈与された金銭、物品又は不動産の相当額

ク 委員が提供（接待）された役務、飲食、遊技、ゴルフ又は旅行の相当額

ケ 寄付講座設置に係る寄付金

コ 社会連携講座設置に係る経費

(2) 「家族」とは、配偶者及び一親等の者（親・子）であって、委員と生計を一にする者をいう。ただし、次のいずれかに該当する場合を含む。

ア 家族が同一の家屋に起居している場合

イ 勤務、修学又は療養等の事情により日常の起居をともにしていない家族であっても、その者が次のいずれかに該当する場合

(ア) 余暇には他の家族のもとで起居をともにすることを通例とするとき

(イ) 家族間における生活費、学資金又は療養費等の授受が通例的であるとき

(3) 「申告対象期間」とは、委員会開催日の属する年度を含む過去3年度をいう。

(4) 「利害関係」とは、次に掲げるものをいう。

ア 申告対象期間中、審議関連企業から年間50万円を超える寄付金等の受け入れがある関係

イ 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の関係

2 前項第4号に定める利害関係を有する委員は、委員会での審議にあたり、委員長に申し出なければならない。

(審議・議決不参加の基準)

第3条 委員又はその家族が、申告対象期間中に審議関連企業からの寄付金等の受領の実績があり、かつ受取額が500万円を超える年度がある場合は、当該委員は、当該審議及び議決に参加することができない。

2 委員又はその家族が、前条第1項第4号イに定める利害関係を有する場合は、当該委員は、当該審議及び議決に参加することができない。

3 前2項に該当する場合であっても、委員会が特に必要と認めたときは、当該委員に審議のみへの参加を認めることができる。

(議決不参加の基準)

第4条 委員又はその家族が、申告対象期間中に審議関連企業からの寄付金等の受領の実績があり、かつ受取額が50万円を超え500万円以下のときは、当該委員は、審議には参加できるが、議決に加わることはできない。

(議事録)

第5条 委員会は、委員が第3条又は前条に該当する場合には、その旨を議事録に記録しなければならない。

(改廃)

第6条 この基準の改廃は、学長の意見を聞いて、理事長が行う。

附 則

(施行日)

この基準は、令和3年1月18日から施行する。